

「履修要項」の改正について（通知）

「京都産業大学学籍に関する規程」の改正（改正日：平成 30 年 4 月 1 日）に伴い、履修要項の「6. 復籍」および「8. 再入学」の運用が次のとおり変更となりますのでお知らせします。

ページ	変更箇所	変更前	変更後
※入学年度によりページが異なります ■2008 年度以前入学生～2012 年度入学生 履修要項 a-26 ページ ■2013 年度入学生～2018 年度入学生 履修要項 a-24 ページ	6. 復籍	<p>除籍となった人は、除籍された日の属する学期を含めて一年以内に限り、復籍を願い出ることができます。</p> <p>〔復籍手続き〕</p> <p>除籍となった人が復籍しようとする場合は、除籍された日の属する学期を含めた一年以内の所定の手続期間に、「復籍願」を保証人連署のうえ、学部事務室に提出してください。</p> <p>復籍手数料として 3,000 円が必要です。（所定の振込用紙による郵便振込）</p>	<p>除籍となった人は、除籍の日から 1 年以内に限り、復籍を願い出ることができます。</p> <p>〔復籍手続き〕</p> <p>除籍となった人が復籍しようとする場合は、除籍の日から 1 年以内の所定の手続期間に、「復籍願」を保証人連署のうえ、学部事務室に提出してください。</p> <p>復籍手数料として 3,000 円が必要です。（所定の振込用紙による郵便振込）</p>
	8. 再入学	<p>以下のいずれかに該当する人が、離籍した学期を含め 3 年以内に同一学部学科に再入学を希望する場合、選考のうえ許可することがあります。</p>	<p>以下のいずれかに該当する人が、離籍の日から 3 年以内に同一学部学科に再入学を希望する場合、選考のうえ許可することがあります。</p>